

令和元年第6回太子町議会定例会（第483回町議会）会議録（第1日）

令和元年11月29日

午前10時開会

議 事 日 程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 議案第60号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 6 議案第61号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第62号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第63号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第64号 令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第65号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 議案第66号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 12 議案第67号 太子町総合計画基本構想・基本計画について
- 13 議案第68号 太子町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第69号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第70号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第71号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第72号 太子町森林環境整備促進基金条例の制定について
- 18 議案第73号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第74号 揖龍地区農業共済事務組規約の変更について
- 20 議案第75号 揖龍地区農業共済事務組合の解散について
- 21 議案第76号 揖龍地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

本日の会議に付した事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 5 議案第60号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）
- 6 議案第61号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 7 議案第62号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 8 議案第63号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 9 議案第64号 令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）
- 10 議案第65号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 議案第66号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 12 議案第67号 太子町総合計画基本構想・基本計画について
- 13 議案第68号 太子町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

- 14 議案第69号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第70号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第71号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第72号 太子町森林環境整備促進基金条例の制定について
- 18 議案第73号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第74号 揖龍地区農業共済事務組合理約の変更について
- 20 議案第75号 揖龍地区農業共済事務組合の解散について
- 21 議案第76号 揖龍地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

会議に出席した議員

1 番 松 浦 崇 志	2 番 出 原 賢 治
3 番 森 田 哲 夫	4 番 吉 田 正 之
5 番 長谷川 正 信	6 番 玉 田 正 典
7 番 上 山 隆 弘	8 番 中 藪 清 志
9 番 首 藤 佳 隆	10 番 福 井 輝 昭
11 番 清 原 良 典	12 番 中 島 貞 次
13 番 井 村 淳 子	14 番 堀 卓 史
15 番 藤 澤 元之介	

会議に欠席した議員

な し

会議に出席した事務局職員

局 長 大 谷 員 代	書 記 森 文 彰
書 記 三 井 和 代	

説明のため出席した者の職氏名

町 長 服 部 千 秋	副 町 長 名 倉 嗣 朗
教 育 長 沖 汐 守 彦	総 務 部 長 森 田 好 紀
生活福祉部長 木 村 和 義	経 済 建 設 部 長 八 幡 充 治
教 育 次 長 栄 藤 雅 雄	財 政 課 長 嶋 津 一 弥
監 査 委 員 蓮 本 了 遠	

議長挨拶

○議長（藤澤元之介） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言挨拶を申し上げます。

師走を目前にして、何かと御多忙の中、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和元年度第6回太子町議会定例会（第483回町議会）が開催できますことは、町政伸展のため、まことに御同慶にたえません。

さて、今期定例会は、各会計の補正予算、条例改正等いずれも重要な案件を御審議いただくことになっておりますので、議員各位におかれましては、慌ただしい年末を控え、殊のほか御多用の中と存じますけれども、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願いを申し上げます、まことに簡単措辞ではございますが、開会の挨拶といたしま

す。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（服部千秋） 皆さんおはようございます。

令和元年第6回太子町議会定例会（第483回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和元年もあと一月、1カ月少々と慌ただしい時節を迎えようとしておりますが、議員各位におかれましては、御健勝にて本会議に御出席いただきましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。平素は町行政各般の伸展に御理解、御協力を賜っておりますこと、まことに御同慶にたえない次第であります。

さて、今期定例会におきましては、予算案件7件、条例案件6件、規約3件、その他1件の合わせて17件の議事につきまして御審議をお願い申し上げるものであります。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど説明させていただきたく存じますが、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、まことに簡単ではございますが、定例町議会の開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

~~~~~

（開会 午前10時02分）

○議長（藤澤元之介） ただいまの出席議員は15名です。定足数に達していますので、ただいまから令和元年第6回太子町議会定例会（第483回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤澤元之介） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、首藤佳隆議員、福井輝昭議員を指名します。

~~~~~

日程第2 会期の決定

○議長（藤澤元之介） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの18日間に決定しました。

~~~~~

#### 日程第3 諸般の報告

○議長（藤澤元之介） 日程第3、諸般の報告を行います。

まず、本日町長から議案等17件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき、定期監査の報告書及び地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和元年度8月分及び9月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち蓮本了遠監査委員には本日の会議のみ、森川敏文企画政策課長、藤野和徳社会福祉課長、富岡泰造産業経済課長、山口裕之上下水道事業所長には定例会4日目の会議のみ出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（藤澤元之介） 日程第4、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、9月20日、9月27日、10月4日、10月29日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので、御了承願います。

お諮りします。

本日の日程第5、議案第60号から日程第21、議案第76号までは、本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第4日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤澤元之介） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

#### 日程第5 議案第60号 令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）

○議長（藤澤元之介） 議案第60号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第60号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与異動等に伴う人件費の補正、事業執行に伴う経費の補正、繰越明許費の設定及び地方債の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1億5,585万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を135億1,719万2,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入及び町債の追加であります。

次に、歳出予算におきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、土木費及び教育費の追加と消防費及び公債費の減額であります。

次に、繰越明許費として翌年度に繰り越して使用できる経費を1事業設定しております。

また、地方債の補正については、児童福祉施設整備事業を追加するものであります。

詳細につきましては総務部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） それでは、議案第60号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）について詳細説明を申し上げます。

歳出から説明いたします。

歳出全般にわたる人件費の補正につきましては、給与異動等による職員給、手当等の増減等を反映し、総額101万7,000円の追加となり、会計間異動を含めた全会計での人件費としましては、190万8,000円の減額でございます。なお、人件費につきましては、以降、個々の説明は省略をさせていただきます。

15ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節4共済費、嘱託職員等社会保険料23万1,000円の追加につきましては、主に育休代替職員等が増加したことによるものでございます。

目5財産管理費につきましては、旧庁舎跡地活用に向けて、準備として土地の境界確定及び測量に必要な経費を計上し、節9旅費に2万4,000円、節12役務費手数料に3,000円、節13委託料に190万円、節14使用料及び賃借料に2万1,000円を追加しております。

目9防犯対策費、節19負担金・補助及び交付金、防犯カメラ設置整備費補助金16万円につきましては、県の随伴補助として実施する当補助金について、今年度13自治体が認定を受け、2自治会分が不足するため追加するものでございます。

目15庁舎管理費、節13委託料60万円の追加につきましては、複合機の印刷枚数の決算見込みによるものでございます。

17ページをお願いいたします。

項2徴税费、目1税務総務費、節7賃金123万6,000円につきましては、当初予定していた嘱託徴収員の募集に応募がなく、別途臨時徴収員を雇用したため、賃金を追加しております。

項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費につきましては、令和4年度中におおむね全ての住民が個人番号カードを保有できるよう取り組みを進めていくという指針が国から示されたことを受け、個人番号カードの交付拡大に向けた必要経費を計上するもので、節7賃金に窓口受付に対応した臨時事務員の賃金として62万7,000円、節11需用費に事務消耗品等として5万2,000円、節12役務費に通信運搬費として25万4,000円、節18備品購入費に12万1,000円を追加しております。

項4選挙費につきましては、執行事務が確定したことにより、目2参議院議員選挙で183万円、19ページの目3兵庫県議会議員選挙で68万円、目4太子町議会議員選挙費で161万5,000円を減額しております。

21ページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費の節28繰出金につきましては、目1社会福祉総務費は国民健康保険特別会計、目2老人福祉費は介護保険特別会計、目4後期高齢者医療費は後期高齢者医療特別会計への繰出金の増減でございます。

目2老人福祉費、節20扶助費、老人保護措置費193万円につきましては、対象者が2名追加となったため、来年3月までの措置費を追加するものでございます。

23ページをお願いいたします。

目5障害者福祉費、節8報償費7万3,000円の追加につきましては、意思疎通支援者の派遣回数が増加したことによるものでございます。節9旅費6万円の追加につきましては、当初予定のなかった東京2020パラリンピックに関する会議等の増加によるものでございます。節19負担金・補助及び交付金29万7,000円及び節20扶助費6,579万3,000円の追加につきましては、利用者の増により補正するもので、節23償還金・利子及び割引料1,024万4,000円につきましては、昨年度の

実績に基づく返還金でございます。

25ページをお願いいたします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費、節19負担金・補助及び交付金のうち、児童福祉施設整備事業補助金10万5,000円につきましては、米田自治会の児童公園にブランコを設置するに当たり、町が経費の10分の1を補助するものでございます。同じく保育料軽減事業補助金208万7,000円の追加につきましては、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、当事業の助成対象世帯及び助成金額が拡充したことによる追加分を補正するものでございます。節23償還金・利子及び割引料458万6,000円につきましては、昨年度の実績に基づく返還金でございます。

目4母子家庭等医療費、目5児童措置費及び目6乳幼児等医療費の節20扶助費につきましては、利用者の増等により補正するもので、目5児童措置費、節23償還金・利子及び割引料190万9,000円につきましては、昨年度の実績に基づく返還金でございます。

目7児童館運営費につきましては、兵庫西農業協同組合よりJA龍田農協跡地について売却の打診があり、児童福祉施設として整備を進めるため、節17公有財産購入費におきまして土地及び建物の購入費用3,300万円を計上しております。

目8障害児福祉費につきましては、10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、児童発達支援等の利用者に対して制度周知を行ったため、節11需用費に印刷製本費等として1万6,000円、節12役務費に通信運搬費として5,000円を追加しております。

目9放課後児童健全育成事業費、節7賃金15万7,000円の減額につきましては、放課後児童クラブ支援員の雇用状況に伴う決算見込みによる減額でございます。

27ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費、節7賃金72万6,000円につきましては、新規に嘱託管理栄養士を雇用する賃金の追加でございます。節28繰出金4万円の減額につきましては、水道事業会計職員の給与異動等に伴う共済費の基礎年金負担分の減額でございます。

目5公共墓園費、節28繰出金462万8,000円の追加につきましては、当初の見込みよりも墓所の返還が多くなっていることから、決算見込みにあわせて繰出金を追加するものでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目5農地費、節13委託料66万円の追加につきましては、7カ所のため池調査を実施するための委託費用でございます。

29ページをお願いいたします。

項2林業費、目1林業振興費、第19負担金・補助及び交付金シカ緊急捕獲拡大事業負担金13万7,000円につきましては、狩猟期間中に鹿やイノシシを捕獲した狩猟者に対し、県が支給した奨励金の一部を負担するものでございます。

款8土木費、項4都市計画費、目1都市計画総務費、節8報償費8万4,000円につきましては、現在改訂を進めております都市計画マスタープランについて、有識者への報償費を追加するものでございます。

目2下水道事業費、節28繰出金1万7,000円の追加につきましては、下水道事業会計職員の給与異動等に伴う共済費の基礎年金負担分の追加でございます。

31ページをお願いいたします。

目3公園管理費、節18備品購入費400万円につきましては、健康維持への関心が高まっていることから、利用者の多い太子山公園及び太田公園へ合計9基の健康遊具を設置するものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目3教育振興費、節18備品購入費138万5,000円の追加につきましては、経年劣化した学童美術展のパネル及びスタンドを購入するものでございます。

項2小学校費、目1学校管理費、節11需用費、修繕料49万7,000円の追加につきましては、主に消防設備点検の結果を受けて、各小学校の消火器等を交換するものでございます。節14使用料及び賃借料22万7,000円の減額及び33ページの節18備品購入費のうち、事務用備品購入費205万6,000円の追加につきましては、印刷機についてリース契約を機器購入に変更することによる経費の増減でございます。

31ページに戻っていただきまして、節18備品購入費のうち太田小学校遊具購入費132万5,000円の追加につきましては、老朽化したブランコ及び低鉄棒を更新するものでございます。

33ページをお願いいたします。

項3中学校費、目1学校管理費、節11需用費、修繕料6万6,000円の追加につきましては、消防設備点検の結果を受けて太子西中学校の火災報知機等を交換するものでございます。節14使用料及び賃借料6万5,000円の減額及び節18備品購入費68万6,000円の追加につきましては、項2小学校費と同様、印刷機についてリース契約を機器購入に変更することによる経費の増減でございます。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節11需用費、修繕料45万7,000円の追加につきましては、主に消防設備点検の結果を受けて、各幼稚園の消火器等を交換するものでございます。節14使用料及び賃借料19万1,000円の減額及び節18備品購入費173万6,000円の追加につきましても、印刷機についてリース契約を機器購入に変更することによる経費の増減でございます。

35ページをお願いいたします。

項5社会教育費、目5文化財保護費、節19負担金・補助及び交付金の追加につきましては、現在実施している斑鳩寺庫裏保存修理事業において、県補助金が前倒しで増額されたことを受け、町もそれにあわせて前倒しで500万円を追加するものでございます。

項6保健体育費、目1保健体育総務費につきましても、県のひょうご地域創生交付金の交付決定によるスポーツ指導教室事業経費の財源更正でございます。

目2体育館費、節18備品購入費630万円の追加につきましては、現在進めている体育館の大規模改造工事にあわせて、現在のトレーニング室を改修し、室内バイクやショルダープレス等フィットネス機器を購入するものでございます。

37ページをお願いいたします。

目4給食センター費、節13委託料1万5,000円の追加、節14使用料及び賃借料2万8,000円の減額及び節18備品購入費60万円の追加につきましては、複合機についてリース契約を機器購入に変更することによる経費の増減でございます。

款12公債費、項1公債費、目1元金、長期債元金償還金105万7,000円の追加及び目2利子708万1,000円の減額につきましては、10年での利子見直しによる借入利率の変更等に伴うものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

9ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項1国庫負担金、項2国庫補助金及び項16県支出金、項1県負担金につきましては、歳出の補正に伴う国県支出金の追加でございます。

11ページをお願いいたします。

項2県補助金、目1総務費県補助金、節1総務費補助金、ひょうご地域創生交付金973万8,000円の追加につきましては、県が各市町の地域創生の取り組みを支援するために創設された交付金で、本補正では歳出で説明申し上げました学童美術展パネルの更新、公園遊具の購入、太田小学校遊具の購入及びフィットネス機器の購入等の事業についてこの交付金を活用し、実施い

たします。

目2民生費県補助金、目4農林水産業費県補助金及び項3委託金につきましても、歳出の補正に伴う県支出金の増減でございます。

款19繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金6,391万円の追加につきましては、今回の補正予算における財源調整によるもので、目2ふるさと応援基金繰入金233万円の減額につきましては、先ほど申し上げましたひょうご地域創生交付金の交付決定により、当繰入金を減額するものでございます。

13ページをお願いいたします。

項2特別会計繰入金、目1墓園事業特別会計繰入金54万8,000円の追加につきましては、墓園事業特別会計の繰越金の補正による追加でございます。

款21諸収入、項4雑入、目2雑入、節3衛生費雑入、救命救急センター運営費補助金精算金446万2,000円の追加につきましては、平成28年度から平成30年度までの実績に基づく補助金の精算金でございます。

款22町債、項1町債、目7民生費、節2児童福祉施設整備事業債2,970万円の追加につきましては、兵庫西農業協同組合所有の建物及び用地の購入に係る町債の追加でございます。

続きまして、4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費につきましては、事業の進捗状況により総合公園整備事業を設定しております。

次に、第3表地方債補正につきましては、歳入予算にあわせて児童福祉施設整備事業の限度額を設定しております。

以上で議案第60号令和元年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）の詳細説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第6 議案第61号 令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第6、議案第61号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第61号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与異動等に伴う人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ193万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億8,550万5,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、繰入金及び国庫支出金の追加と県支出金の減額であります。

歳出予算につきましては、総務費及び基金積立金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 議案第61号令和元年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予

算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては県より交付される保険者努力支援制度交付金の交付決定による減額、給与異動等に伴う職員給与費等繰入金金の減額、交付税算入額の確定による財政安定化支援事業繰入金金の追加、令和2年度に予定されているオンライン資格確認の導入に伴う国民健康保険システム改修費に対する国庫支出金の追加を行う補正であります。

歳出予算においては、総務費の給与異動等に伴う人件費の減額、国民健康保険システム改修委託料の追加等を行う補正であります。

それでは、歳出から説明をいたします。

8ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、給与異動等に伴う人件費補正として26万3,000円を減額しております。また、節13委託料については、令和2年度、令和3年3月から予定されているオンライン資格確認の導入に伴う国民健康保険システムの改修費用86万9,000円を追加するものでございます。当該システム改修につきましては、令和2年度と令和3年度の2カ年で実施する予定でございます。

款5基金積立金については、歳入歳出の財源調整として132万7,000円について、財政調整基金積立金として追加しております。

次に、歳入について説明をいたします。

6ページをお願いします。

款3県支出金、項1県補助金、目1保険給付費等交付金については、節2特別交付金において保険者努力支援制度交付金の交付決定による補正として180万5,000円を減額しております。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、節2職員給与費等繰入金において、歳出の総務費において人件費を削減したことから、人件費分と同額の26万3,000円を減額しております。また、節4財政安定化支援事業繰入金において、交付税算入額の確定により313万2,000円を追加しております。

款10国庫支出金、項2国庫補助金、目7社会保障・税番号制度システム整備費補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備費補助金において、歳出の総務費において国民健康保険システム委託料を追加したことから、国庫補助金として同額の86万9,000円を追加しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ193万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億8,550万5,000円とするものであります。

以上で詳細説明を終わります。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第7 議案第62号 令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（藤澤元之介） 日程第7、議案第62号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第62号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与異動等に伴う人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ1,050万1,000円を追加し、歳入歳出

予算の総額を23億7,654万円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、支払基金交付金及び県支出金の追加と繰入金の減額であります。

歳出予算におきましては、保険給付費、介護サービス事業費及び地域支援事業費の追加と総務費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（木村和義） 議案第62号令和元年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入では介護給付費の追加に伴う国、県等の負担金の見直し及び交付割合確定による普通調整交付金の追加、また財源調整としての一般会計繰越金の補正でございます。

歳出では、介護予防サービス費及び介護予防生活支援サービス事業費の増に伴う保険給付費の補正、給与異動等による人件費の補正を行うものでございます。

それでは、歳出から説明をいたします。

10ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、給与異動等によるものとして、節2給料で9,000円の減額、節3職員手当等で20万円の減額、節4共済費で2万6,000円の追加、節19負担金・補助及び交付金で1,000円の減額をし、合計18万4,000円の減額をしております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目1介護サービス費については、調整交付金の増額に伴い、一般財源への振替による財源更正をしております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目2予防サービス費については、利用者が増えたことにより節19負担金・補助及び交付金で715万5,000円の追加をしております。

款2保険給付費、項1介護諸費、目5審査支払手数料については、保険給付費が増えたことにより、節12役務費で10万円の追加をしております。

款3介護サービス事業費、項1介護サービス事業費、目1介護サービス事業費については、給与異動等によるものとして、節4共済費で2万7,000円の追加をしております。

12ページをお願いいたします。

款4地域支援事業費、項1介護予防事業費、目1介護予防事業費については、介護予防・生活支援サービス事業費の補正により、節19負担金・補助及び交付金で330万3,000円の追加をしております。

款4地域支援事業費、項2包括的支援事業費、目1包括的支援事業費については、給与異動等によるものとして、節3職員手当等で5,000円の追加、節4共済費で9万5,000円追加し、合計10万円の追加をしております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款4国庫支出金、項1国庫負担金、目1介護給付費負担金については、介護給付費負担金の補正により143万1,000円の追加をしております。

款4国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金については、調整交付金の交付割合確定によりまして816万7,000円の追加をしております。

款5支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金については、介護給付費交

付金の補正により193万1,000円の追加をしております。

款6県支出金、項1県負担金、目1介護給付費負担金については、介護給付費負担金の補正により89万4,000円の追加をしております。

款8繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金については、普通調整交付金の増額により192万2,000円の減額をしております。

以上で議案第62号の詳細説明を終わらせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第8 議案第63号 令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第8、議案第63号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第63号令和元年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、給与異動等に伴う人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額からそれぞれ218万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を4億5,370万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、事務費繰入金の減により一般会計繰入金218万2,000円を減額しております。

歳出予算におきましては、一般管理費において給与異動等による人件費16万円を追加し、賦課徴収費において概算交付により超過交付された円滑運営事業費補助金返還金5万4,000円を追加しております。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金が平成30年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計決算において決算剰余金が発生し、令和元年度へ繰り越しましたので、市町負担金の納付に関する要綱第6条の規定により、令和元年度市町共通経費負担金と相殺したため、239万6,000円を減額するものであります。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第9 議案第64号 令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（藤澤元之介） 日程第9、議案第64号令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第64号令和元年度兵庫県太子町墓園事業特別会計補正予算（第1号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ290万6,000円を追加し、歳入歳出予

算の総額を1,524万4,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、墓園使用料において応募基数が当初見込みを下回ることにより、墓園永代使用料を306万4,000円減額しております。

また、繰越金につきましては、平成30年度の繰越金の確定により134万2,000円追加し、他会計繰入金につきましては、歳入歳出総額の差額補填のため、一般会計繰入金を462万8,000円増額しております。

次に、歳出予算におきましては、一般管理費において墓所返還還付金の不足により200万円、一般会計への繰出金54万8,000円を追加しております。

墓園管理費につきましては、平成30年度決算によりメモリアルパーク管理基金積立金35万8,000円を追加しております。

慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第65号 令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（藤澤元之介） 日程第10、議案第65号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第65号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与異動等に伴う人件費の補正及び事業執行に伴う関係経費の補正であります。

その内容は、収益的収入から4万円を減額し、事業収益の総額を5億3,206万8,000円としております。

また、収益的支出では242万1,000円を減額し、事業費用の総額を5億807万7,000円としております。

次に、資本的支出から1,310万円を減額し、資本的支出の総額を4億7,361万5,000円としております。

これに伴い、議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を6,354万4,000円とし、他会計からの補助金を229万円とするものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 経済建設部長。

○経済建設部長（八幡充治） 議案第65号令和元年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

主な内容につきましては、給与異動等による人件費及び事業進捗による事業費の補正でございます。

1 ページをお開きください。

第2条におきましては、収益的収入の第1款事業収益、第2項営業外収益を4万円減額し、総額を5億3,206万8,000円としております。

収益的支出におきましては、第1款事業費用、第1項営業費用から242万1,000円を減額し、総

額を5億807万7,000円としております。

次に、第3条の資本的支出におきましては、第1款資本的支出、第1項建設改良費の1,310万円減額し、総額を4億7,361万5,000円としております。

これに伴いまして、第4条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費の総額を6,354万4,000円とし、第5条の他会計からの補助金を229万円に改めております。

補正予算の内訳としましては、4ページをごらんください。

収益的収入につきましては、総務省が定める一般会計繰出基準に基づく他会計補助金で、基礎年金拠出金4万円の減額でございます。人件費に係る給与異動等による補正につきましては、原浄水費、給水費、総係費でございます。また、総係費におきましては、今後雇用を予定しております臨時事務員賃金41万8,000円を計上しております。

次に、第1款資本的支出、第1項建設改良費、水源整備費、吉福水源地導水機能整備設計業務委託料につきましては、基本設計と実施設計を分離し、実施設計を翌年度実施することによりまして3,410万円を減額しております。また、本年9月に厚生労働省の認可要件が改正されたことによりまして、吉福水源地の導水機能の整備に伴う浄水方法の変更につきまして、認可変更が必要となったために当該許可申請に係る業務委託料2,100万円を追加するものでございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり可決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第11 議案第66号 令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（藤澤元之介） 日程第11、議案第66号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第66号令和元年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、給与異動等に伴う人件費の補正であります。

まず、第2条で、収益的収入の款1下水道事業収益、項2営業外収益に総務省が定める一般会計繰出基準に基づく基礎年金拠出金1万7,000円を追加し、下水道事業収益の総額を12億6,737万3,000円としております。

また、収益的支出の款1下水道事業費用、項1営業費用に給与異動等に伴う人件費50万6,000円を追加し、下水道事業費用の総額を12億6,242万1,000円としております。

次に、第2条の補正に伴い、第3条で現予算第8条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費を3,423万5,000円とするものでございます。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第67号 太子町総合計画基本構想・基本計画について

○議長（藤澤元之介） 日程第12、議案第67号太子町総合計画基本構想・基本計画についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第67号太子町総合計画基本構想・基本計画について説明を申し上げます。

本案件は、まちの総合的な計画であります第5次太子町総合計画が令和2年3月をもって計画期間終了となることから、新たに令和2年度以降10年間の計画となる第6次太子町総合計画基本構想・基本計画を策定し、太子町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

太子町総合計画は、まちの長期的な将来展望のもとに、まちづくりのビジョンや基本的な方針、そのために行う施策や事業を体系的にまとめたもので、まちづくりの未来図と言えるものです。その中でも、基本構想につきましては目指す将来像を明らかにするとともに、その実現のためのまちづくりの基本目標と基本施策を定めるものとなります。

基本計画につきましては、基本構想に基づく中・長期的な施策の展開方法を体系的に示すものでございます。策定に当たりましては、住民アンケート、各世代を対象としたワークショップ、まちづくりの集いの開催など、広く住民ニーズの把握に努めてきたところでございます。

また、策定体制につきましては、町の係長級職員を中心とした総合計画策定委員会を組織し、中堅、若手職員が中心となって、原案の作成を行いました。その後、幹部職員で組織する総合計画策定本部会議及び所属ごとに組織する総合計画策定課内会議で協議するなど、全庁的な調整を行い、去る10月18日に太子町まちづくり審議会に諮問、慎重な御審議の結果いただいた答申を踏まえて策定したものであります。

詳細につきましては、副町長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私からはただいま上程されました議案第67号太子町総合計画基本構想・基本計画の概要について御説明をさせていただきます。

まず、基本構想につきまして御説明をいたします。

議案書におきます議案第67号の鏡から3ページおめくりいただきまして、1ページをお願いいたします。

基本構想につきましては、第1章から第9章で構成をさせていただいているところでございます。第1章におきましては、総合計画の位置付けを記載させていただいております。平成23年地方自治法が改正されまして、市町村の総合計画の策定義務はなくなっておりますが、太子町におきまして複雑化、多様化する行政課題に対応していくため、今後も長期的な視点でまちづくりを総合的、計画的に進めていくことが必要であると判断いたしまして、第6次太子町総合計画を策定することとしております。

また、人口減少や少子・高齢化のさらなる進行に伴う新たな行政課題への対応も含め、長期的で戦略的な視点で町政の運営を行うため、第6次太子町総合計画につきましては、第5次太子町総合計画に基づく政策、取り組みを継承いたしまして発展させるとともに、平成26年度に策定いたしました太子町まち・ひと・しごと創生総合戦略の方針なども包含させた形で、町の最上位かつ戦略的な視点を持った計画といたしまして、町長の提案説明にもありまして、住民アンケート、各世代を対象としたワークショップ、まちづくりの集いの開催など、幅広く住民ニーズの把握に努め、全庁的な体制で取り組みまして、議会議員の皆様への御説明も初めまちづくり審議会による答申を踏まえまして策定させていただいたものでございます。

本計画をよりどころに、住民や企業を初め、太子町にかかわる皆様と本町とが互いに協力いたしまして、創意工夫してまちづくりに邁進していきたいと考えているところでございます。

2ページをごらんください。

第2章におきましては、まちづくりの基本目標を記載しております。皆様御存じのとおり、現計画のまちづくりの基本目標につきましては、平成12年度に策定いたしました第4次総合計画から継承しております“和のまち太子”となっております。第6次総合計画におきましても、現計画と同様、聖徳太子が残されました17条憲法の第1条「和をもってとうとしとなす」を礎に、聖徳太子ゆかりのまちに住む者として歴史の息吹と愛着を感じながら、手を取り合って魅力的なまちづくりを進めていくことを目指しまして、まちづくりの基本目標を継承し、“和のまち太子”として掲げさせていただいてるところでございます。

3ページをごらんください。

第3章におきましては、1つには人口減少と少子・高齢化の進行、2つには多様な連携と協働によるまちづくりの推進、3つには子供の健全育成の推進、1ページおめくりいただきまして4ページに参りまして、4つには安全・安心なまちづくりへのニーズの高まり、5つには高度情報化社会の進展と、町を取り巻く社会情勢を記載させていただいているところでございます。

5ページをごらんください。

第4章におきましては、第3章の社会潮流を踏まえまして、まちづくりの基本目標であります“和のまち太子”の実現と住民満足度の向上に向けまして、各施策を体系的かつ効果的に展開していくためのまちづくり基本政策といたしまして、5つのプランを記載しているところでございます。プラン1、いきいきと輝くまち（活力・魅力）、プラン2、学び成長するまち（子育て・教育）、プラン3、未来を守るまち（安全・安心）、プラン4、元気で笑顔のまち（健康・福祉）、プラン5、快適で持続するまち（都市機能・行政基盤）としております。

飛びまして、8ページにお進みください。

第5章におきましては、本計画を体系的図として掲載しております。第4章において記載しました5つのプラン、基本政策に基づく大施策、中施策、小施策、基本事務でございますけれども、これを表形式で記載しております。

10ページをごらんください。

第6章におきましては、都市づくりの構想を記載しております。この都市づくりの構想をもとに、多様化するライフスタイルや住民ニーズを適切に対応するとともに、恵まれました自然環境や歴史、文化、資源、これまでに整備してきた施設など、まちの魅力を最大限に生かしながら発展させまして、住民が生き生きと活躍し、まちの活力あふれる活力・魅力がつながるまち太子町を実現したいと考えているところでございます。

12ページをごらんください。

第7章につきまして御説明をいたします。

先にも御説明いたしましたとおり、総合計画は町の最上位計画であり、町における分野ごとに作成しております各種計画、これらの計画は総合計画と密接にかかわり、補完し、具体的に推進する役割を担うものでございます。総合計画の基本政策と各分野別の計画との関連性を記載することにより、まちの方向性、各分野別計画の役割をお示したものと考えております。

13ページの第8章におきましては、計画の効果検証といたしまして、いわゆるPDCAサイクル、計画・実行・評価・改善の視点で、毎年度事業等の実施状況や効果検証を定量的に評価いたしまして、必要に応じた事業、取り組みの改善を行うことと記載させていただいているところでございます。

第9章におきましては、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsでございますけれども、これの推進といたしまして、平成27年9月の国連サミットで採択されました「持続可能な開発のための2030アジェンダ」のためのSDGs17の目標と対応する総合計画に掲げますまちの取り組みを整理したものでございます。本町におきましても、SDGsの理念と17の目標の達成に寄与できるよう、総合計画に基づき施策を統合的に推進していくことや、子供たちや若者が未来に希望を持ち続けることができる持続可能なまちづくりを実現したいと考えているところでございます。

以上で基本構想につきましてもの説明を終えさせていただきます。

次に、基本計画について御説明をいたします。

17ページをごらんください。

基本計画につきましては、基本構想の第5章、計画の体系図でお示いたしました中施策ごとに現状と課題、基本的な方針、10年後のまちの姿、目標実現のための施策、施策に関する指標を掲載させていただいております。現状と課題や基本的な方針、10年後のまちの姿などにつきましては、住民アンケートや各種ワークショップなどでいただいた住民の皆様からの意見を参考とさせていただいております。また、第6次太子町総合計画・基本計画の特徴といたしましては、施策に関する指標、重要業績評価指標、いわゆるKPIでございますけれども、これを導入したことが上げられます。住民の皆様にお示しする指標を中施策ごとに定めお示しし、その達成に向けてまちづくりを推進することで、“和のまち太子”の実現につなげるためのものでございます。住民の皆様方、企業、関係機関、各種団体の皆さんと協働いたしまして、重要業績評価指標、KPIを達成していきたいと考えております。

以上で基本計画についての説明とさせていただきます。

なお、参考資料の冊子のほうにございますけれども、本基本構想・基本計画への太子町のまちづくり審議会の答申を添付させていただいているところでございます。まちづくり審議会のほうからでございますけれども、第6次太子町総合計画・基本計画、基本計画案の内容、方向性は妥当であり、住民と企業、まちが協働して積極的に進めていくべき計画であると認められますと本計画に対する答申をいただいているところでございますが、一方で同時に、計画策定過程で得た住民意見及び当審議会の審議、意見を十分に尊重するようにも意見をいただいているところでございます。町におきましても、このたび提示させていただきました基本構想、基本計画の策定がゴールとは考えておりません。これからも議員の皆様を初めとして、住民の皆様と対話を大切にしながら、施策の具体的な事業計画を毎年度定めます実施計画、そしてこれからのまちづくりに真摯に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

慎重な御審議を賜りますようお願い申し上げます。総合計画基本構想・基本計画の概要説明とさせていただきます。何とぞよろしく申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第13 議案第68号 太子町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第13、議案第68号太子町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第68号太子町行政財産使用料条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、行政財産を電柱、電話柱、埋設物等の設置以外の目的で使用させる場合の使用料について、歳入確保の観点より、土地については固定資産税評価額の100分の4を乗じて得た額から100分の5を乗じて得た額に、建物については再調達価格の100分の6を乗じて得た額を土地使用料に相当する額との合計額から再調達価格の100分の7を乗じて得た額と土地使用料に相当する額との合計額に改めるものです。また、使用料を日割りで算出していたものを道路占用条例に準拠し、月割りで算出するよう改めるものです。

施行日につきましては、令和2年4月1日からとしております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第69号 太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第14、議案第69号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第69号太子町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和元年6月14日に公布された成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律により、児童福祉法が改正されたことによるものです。

改正の内容でございますが、家庭的保育事業を行う家庭的保育者の職員の要件を規定しております第23条第2項第2号で引用している法第34条の20第1項の「第4号」を「第3号」に改めております。なお、当該改正区分の整備法の施行日は公布の日、令和元年6月14日となっておりますが、太子町においては家庭的保育事業者が存在せず、影響がないため、本条例の施行日は公布の日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第15 議案第70号 太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について**

○議長（藤澤元之介） 日程第15、議案第70号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第70号太子町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和元年10月1日から施行となっております特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、内閣府令に基づき、本条例の一部を改正するものです。

改正の内容でございますが、令和元年8月30日官報掲載の正誤表に基づき、第14条第1項、第35条第3項、第36条第3項、第50条、第51条第3項及び第52条第3項について改正しております。また、見出しや省名等文言の改正をあわせて行っております。

なお、施行日につきましては公布の日とし、内閣府令の施行日にあわせ、令和元年10月1日を適用日としております。

よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第16 議案第71号 太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第16、議案第71号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第71号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和元年10月1日から施行となっております子ども・子育て支援法施行令に基づき、本条例の一部を改正するものです。

主な改正の内容でございますが、令和元年8月30日官報掲載の正誤表に基づき、利用者負担額算定に係る引用条文を改正しております。また、子ども・子育て支援法施行令の規定にあわせ、多子軽減の算定の基準につきまして改正しております。

また、施行日につきましては公布の日とし、子ども・子育て支援法等の施行日にあわせ、令和元年10月1日を適用日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、議案第71号太子町子どものための教育・保育に関する利用者負担額等を定める条例の一部を改正する条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

参考資料中、条例等改正に伴う参考資料、新旧対照表などもあわせて御参照いただければ幸いです。

今回の改正は、5月に公布され10月1日から施行となっております子ども・子育て支援法同施行令同施行規則に基づき、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、別表第1の備考1中、利用者負担額算定に係る市町村民税所得割額を計算する際に適用しない規定のうち、地方税法附則第5条の4の2第6項を、第5条の4の2第5項に改めております。これは、令和元年8月30日官報掲載の正誤表によるものでございます。また、同備考第8に規定しております同一世帯から2人以上の小学校就学前子どもが施設を利用する場合の多子軽減の算定基準となる子どもに、居宅訪問型児童発達支援及び企業主導型保育施設、これは政令第1条に定める施設でございますけれども、これを利用する子どもを加えております。これは、子ども・子育て支援法施行令の規定にあわせるものでございます。

施行日は公布の日とし、子ども・子育て支援法等の施行日にあわせまして、令和元年10月1日を適用日としております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第17 議案第72号 太子町森林環境整備促進基金条例の制定について**

○議長（藤澤元之介） 日程第17、議案第72号太子町森林環境整備促進基金条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第72号太子町森林環境整備促進基金条例の制定について説明を申し上げます。

今回の条例制定は、平成30年度の税制改革の大綱において、国民一人一人に森林を支えていただき、次世代に豊かな森林を引き継いでいくために必要な地方財源を安定的に確保するために、森林環境税が創設され、今年度から自治体への森林環境譲与税が開始となっております。森林環境譲与税を基金として積み立て、一定の額を確保した時点で、森林環境の整備等の事業を実施するため、太子町森林環境整備促進基本条例を制定するものです。

なお、施行日につきましては公布の日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第72号太子町森林環境整備促進基金条例の制定について詳細説明を申し上げます。

参考資料の8ページもあわせて御参照いただければと存じます。

森林環境は、地球温暖化防止や災害防止、国土保全、水源涵養等さまざまな機能があり、広く恩恵を受けているところでございます。しかし、森林所有者の高齢化や不存在化が進行する中で、森林の荒廃化が進み、早急に適切な森林整備が必要になり、国におきましてさまざまな検討がなされている中で、平成27年の地球温暖化防止に向けた新たな国際枠組みであるパリ協定の採択を契機に、昨年山地災害が数多く発生し、森林環境保全への期待も高まっているところでございます。

そのような中、平成30年度の税制改革の大綱におきまして、国民一人一人に森林を支えていただき、次世代に豊かな森林を引き継いでいくための仕組みである森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が今年度冒頭の平成31年4月1日に施行されまして、本年度から自治体への譲与が開始されるところでございます。

太子町におきましても、森林環境につきましては温暖化の防止、レクリエーションの場、多様な生物生息の場、土砂災害の防止、水源涵養等さまざまな役割を持つ重要な場所であり、間伐や採伐などを行って、山の保水力を高めて適切な環境を整備し、維持管理していく必要がございます。しかし、単年度では少額の予算でありますので、一定規模の環境整備を実施することが困難でありますので、使途が明確化というのも求められることから、新たに太子町におきまして森林環境整備促進基金条例を制定して、参考資料にもありますように、第1条に目的からありますけれども、基金として積み立てまして、一定の予算が確保できた時点で事業を実施したいと考えております。まずは、基金を増設する条例を提案するものでございます。

以上、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、

申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第73号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤澤元之介） 日程第18、議案第73号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第73号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

今回の改正は、令和元年6月に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことに伴い、排水設備工事業者の認定における成年被後見人等を一律に排除する欠格条項について所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、認定要件及び登録資格の欠格事項に規定されていた成年被後見人等の規定を削除し、新たな規定を加えるものでございます。

なお、施行日につきましては公布の日としております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） 議案第73号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

参考資料では8ページ、新旧対照表では9ページ、10ページになりますが、あわせて御参照いただければと存じます。

主な内容は、先ほど町長も申し上げましたけれども、令和元年6月に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が成立いたしましたこと、公布されたことに伴い、排水設備工事業者の認定における成年被後見人等を一律に排除する欠格条項について所要の改正を行うものでございます。

まず、第5条の2第1項第5号ア中、「成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人又は破産者で復権していない場合」の部分「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない場合」と破産者に関する規定に改め、成年被後見人、被保佐人もしくは被補助人につきましては、同号に、「公認業者（法人にあっては代表者）が精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない場合」の表現に改め、新たにオとして加えるものでございます。なお、次の第5条の3第2項第1号の改正につきましては、この第5条の2第1項第5号のオの改正に伴うものでございます。

次に、第5条の10の改正は、責任技術者についての登録を登録の用語で定義づけまして、整理を行うものでございます。第5条の12では、第1項において文言整理として「その」を削り、同条第2項第1号を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に改める改正と、同項に第3号として、「精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」を加える改正は、先ほどの第5条の2第1項における公認業者に関する改正と同様に、責任技術者に関する規定を改めるものでございます。

また、同条に第3号といたしまして「責任技術者またはその法定代理人若しくは同居の親族は、当該責任技術者が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行

うことができない状態になったときは、管理者にその旨を届けるものとする。」と、届け出を求め事項を追加しております。

なお、施行日につきましては公布の日としております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願いを申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第19 議案第74号 揖龍地区農業共済事務組合規約の変更について

日程第20 議案第75号 揖龍地区農業共済事務組合の解散について

日程第21 議案第76号 揖龍地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について

○議長（藤澤元之介） 日程第19、議案第74号揖龍地区農業共済事務組合規約の変更についてから日程第21、議案第76号揖龍地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分についてを一括議題とします。

順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（服部千秋） 議案第74号から議案第76号について一括して提案説明を申し上げます。

先に、議案第75号揖龍地区農業共済事務組合の解散について説明を申し上げます。

本組合は、たつの市及び太子町における1市1町の一部事務組合として、農業共済事業に関する事務を共同処理しております。農業共済事業の効率化、合理化により、効果的な事業運営を確保し、農業者サービスの提供の維持向上を図るため、農業共済事業は令和2年4月1日から新たに設立される兵庫県農業共済組合が業務を行う予定としております。

本案件は、新組合の設立に伴い、揖龍地区農業共済事務組合を令和2年3月31日をもって解散しようとするものでございます。

続きまして、議案第76号揖龍地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について説明を申し上げます。

財産処分につきましては、揖龍地区農業共済事務組合の解散に伴い、組合の所有しております物品等を兵庫県農業共済組合へ帰属させることにするものでございます。

最後に、議案第74号揖龍地区農業共済事務組合規約の変更について説明を申し上げます。

揖龍地区農業共済事務組合の解散に伴い、同組合で共同処理してきました農業共済事業に関する事務について、解散した場合においてはたつの市が承継することとする規定の追加であります。

なお、施行日につきましては兵庫県知事の許可のあった日から施行することとしております。

詳細につきましては副町長が説明を申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、議案第74号から議案第76号の提案説明とさせていただきます。

○議長（藤澤元之介） 副町長。

○副町長（名倉嗣朗） それでは、私から町長提案説明と一部重複する部分がございますけれども、議案第74号揖龍地区農業共済事務組合規約の一部変更について、議案第75号揖龍地区農業共済事務組合の解散について、議案第76号揖龍地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、順次、一括して詳細説明を申し上げます。

兵庫県農業共済組合連合会及び15市2町、9つの一部事務組合では、これまで農業共済事務の効率化、合理化により効果的な事業運営を確保し、農業者サービスの提供の維持向上を図るた

め、このたび平成31年4月22日に新組合といたしまして、民間団体となります特定組合、兵庫県農業共済組合設立に関する覚書を締結いたしまして、17市町9一部事務組合が行ってきました農業共済事業を令和2年4月1日から新組合であります兵庫県農業共済組合がその全ての業務を行うこととなります。そのため、兵庫県内全域をその事業区域といたします兵庫県農業共済組合が設立されることに伴いまして、1つには揖龍地区の農業共済事務組合の解散、2つには解散に伴う財産処分、3つには新組合へ事務を円滑に引き継ぐための組合規約の変更を行う必要がございます。本案件、議案第74号は揖龍地区農業共済事務組合の規約変更につきまして、地方自治法第286条第1項の規定に基づきまして、関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づき議会の議決をお願いするものでございます。

変更内容につきましては、揖龍地区農業共済事務組合の解散に伴う事務の承継団体を明らかにするために条文を追加するもので、第13条の次に、解散した場合の事務の承継でございますが、「組合が解散した場合においては、たつの市が事務を承継する」を加えるものでございます。これは、揖龍地区農業共済事務組合規約第8条第6項におきまして、揖龍地区農業共済事務組合の会計管理者にたつの市の会計管理者を充てていることから、効率的で効果的な事務を行うために、たつの市が事務を承継するものと定めるものでございます。

なお、施行日につきましては兵庫県知事の許可があった日から施行することとしております。

以上、よろしく御審議賜り、何とぞ原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、次の説明をさせていただきます。

次に、議案第75号揖龍地区農業共済事務組合の解散について詳細説明を申し上げます。

本案件は、揖龍地区農業共済事務組合の解散について、地方自治法第288条の規定に基づきまして関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。なお、揖龍地区農業共済事務組合の解散に伴う事務につきましては、先ほど規約変更で申し上げたとおり、揖龍地区農業共済事務組合の会計管理者にたつの市の会計管理者を充てていることから、効率的で効果的な事務を行うことをするために、たつの市に承継していただくものでございます。

解散日につきましては、令和2年4月1日から新組合の兵庫県農業共済組合が揖龍地区農業共済事務組合の農業共済事業及びこれに係る事務を行うこととなるため、その前日であります令和2年3月31日に解散することとしております。これにつきましてもよろしく御審議賜り、何とぞ原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます。

最後に、議案第76号揖龍地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について詳細説明を行います。

本案件は、揖龍地区農業共済事務組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体と協議するため、同法第290条の規定に基づきまして議会の議決をお願いするものでございます。

財産処分につきましては、令和2年4月1日から兵庫県農業共済組合が揖龍地区農業共済事務組合の農業共済事業及びこれに係る事務を行うことになるため、令和2年3月31日現在高の農業共済の管理の物品等を兵庫県農業共済組合へ帰属させることとしております。

以上を一括して説明させていただきましたけれども、3議案につきましてよろしく御審議賜り、原案のとおり御議決いただきますよう何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤澤元之介） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は12月2日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。  
お疲れさまでした。

(散会 午前11時45分)